

令和2年2月28日

東久留米市立小・中学校保護者 様

東久留米市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる予防のための臨時休業について

日頃より本市の教育行政へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、文部科学省事務次官並びに東京都教育委員会教育長より全国小・中学校の臨時休業の要請がありました。

つきましては、下記の期間、市立小・中学校全校を休業します。期間中は、原則として自宅待機をお願いします。

新型コロナウイルス等感染症の予防としましては、風邪やインフルエンザへの対策と同様に、咳エチケットや手洗い等を行うことが重要です。また、できる限り健康状態の確認（検温等）を行い、発熱や咳などの風邪の症状がみられるときは、自宅で休養させるなど、感染拡大防止にむけて、ご家庭でもご協力くださいますようお願いいたします。1月28日から市のホームページに関連する情報を掲載しております。ご参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、卒業式も含め、今後のお知らせにつきましては、各学校のホームページや緊急メールを通じて行いますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

記

1 学校の臨時休業期間

令和2年3月2日（月）から春季休業期間開始日までの間

2 期間中に新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者と確認された場合

ただちにお電話にて学校にお知らせください。

3 卒業式及び修了式の取り扱い

令和2年3月10日（火）を目途に、各学校のホームページ等にてお知らせします。

4 その他

・原則として、期間中は人の集まる場所を避け、自宅待機をし、感染拡大防止に努め

てください。やむを得ない場合に限り、学校に連絡の上、小学校3年生までのお子様については、8時30分から11時30分まで学校施設を利用できる場合があります。

- ・学校ごとに必要最小限の登校日を設定する場合があります。
- ・学童保育所につきましては、別途取り扱いについて通知します。

【 担 当 】

市役所代表 042-470-7777

〔保健衛生に関すること〕学務課保健給食係（内線 3124）

〔教育活動に関すること〕指導室指導主事（内線 3131）